

令和6年

8月号

AUGUST

協会けんぽ

香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

はり・きゅう・あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう等の施術について、通常は全額自己負担（健康保険の対象外）ですが、以下の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。

健康保険の対象となる場合

はり・きゅう

①・②の両方を満たす場合のみ対象

1 対象となる傷病であること

（神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症）

※神経痛、リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

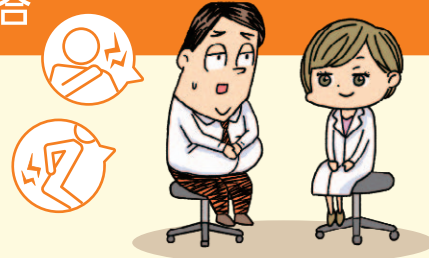
2 医師の同意があること

医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることを同意した場合に限りです。

あん摩・マッサージ

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。



注意！



1. 医療機関と併用した施術は認められません

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。したがって、医療機関で同じ傷病の診療を受けている場合は、健康保険扱いとはなりません。

※医師から薬や湿布を処方された場合も治療行為となります。

2. 療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず記名してください

施術内容の一部を協会けんぽに請求するため、「療養費支給申請書」に記名を求められますので、申請書に記載されている傷病名・日数・金額などをよく確認したうえで、必ずご自身で記名してください。

3. 領収書は必ずもらいましょう

領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

※医療費控除（確定申告）については、管轄の税務署にお問い合わせください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

電話番号

0570-015-369

開設時間

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

(※)マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)をお願いします。

(※)協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせにも対応しています。

【対応言語】英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

健康保険委員研修会(WEBセミナー)の動画を配信します!

事業所内での健康づくりに役立つ情報を配信するWEB動画を公開します。四国経済産業局より講師を招き、健康経営優良法人2025の認定に向けた最新の情報や事業所で取り組みできる具体的な事例など、健康づくりに役立つ内容をお届けします!Youtubeにて令和6年9月20日から10月31日まで限定配信予定です。

健康保険委員にご登録いただきますと、今後もお役立ち情報をお知らせいたしますので、ぜひご登録ください。

健康保険委員の登録方法

協会けんぽ香川支部ホームページより「健康保険委員登録申込書」をダウンロードいただき、FAXまたは郵送で香川支部あてにお送りください。

用紙ダウンロードは
こちらから



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

香川支部
ホームページトップ



健康保険委員
(香川)



メルマガ募集

